

会津若松市上下水道局最低制限価格取扱要領

(平成 19 年 12 月 28 日決裁)

(平成 25 年 8 月 26 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が競争入札により工事請負契約及び業務委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定に基づく最低制限価格の設定に関しては、会津若松市最低制限価格取扱要領（平成 19 年 12 月 17 日決裁）の例による。この場合において、第 2 条中、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」、第 4 条中、「契約権者（会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）第 2 条第 10 号に定めるものをいう。）」とあるのは「契約権者（会津若松市水道事業契約規程（平成 8 年水道部管理規程第 10 号）第 2 条第 5 号に定めるものをいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。